

市内障害児通所支援事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の臨時休業に伴う放課後等
デイサービス事業所等の対応について(その4)(通知)

日頃より本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年4月7日に国による「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」に基づく「緊急事態宣言」が行われたことを受け、神奈川県知事から4月8日に「新型コロナウイルス感染症に係る『特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針』及び感染拡大防止の徹底について」が発出され、社会福祉施設等の事業の継続について要請がなされました。

このことを踏まえ、本市といたしましても、別添「国・県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応について」を取りまとめましたので、事業所等におかれましては、感染防止対策を徹底の上、事業を継続していただきますようお願いいたします。

なお、障害児通所支援事業に係る本市の取扱いにつきまして、次のとおりといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、今後、国や神奈川県等から示される通知や方針の変更等によって、これらの内容についても変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業所でのサービス提供について

当面の間は、感染防止対策を徹底のうえ、事業の継続に努めていただきますようお願いいたします。

また、今後の状況によっては、事業所等の使用の制限や停止を要請される場合も考えられますので、ご承知おきください。

なお、感染防止のための方策や、代替サービスの提供などによる報酬の算定等につきまして、福祉基盤課内に相談窓口を設けましたので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

【相談窓口】	健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課内
【電話番号】	042-769-9226
【受付時間】	平日 8時30分から17時15分

2 学校の臨時休業延長について

令和2年4月8日に市教育委員会において、市立学校の臨時休業を5月6日まで延長することが決定されました。児童生徒の受け入れに当たっては、引き続き、児童生徒の安全や良好な環境衛生の確保等に十分配慮いただき、「密閉」「密集」「密接」を避けた事業運営をお願いいたします。なお、令和2年2月28日、4月1日及び4月3日に発出した本市通知の内容は、引き続き、用いることといたします。

3 その他

事業者の皆様からお問い合わせが多く寄せられた代替サービスを提供した場合の報酬につきましては、別紙「代替サービスの提供に係る報酬の取扱いについて」のとおり取扱いますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【参考】

○相模原市 新型コロナウイルス特設ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1018773.html>

○厚生労働省 新型コロナウイルス特設ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課指導班
電 話042-769-9226